

収入保険の事業規程の変更について

○変更する旨

収入保険につきまして、

新型コロナウイルス感染症により、多くの農業者の収入が減少したが、これは、社会・経済全体が影響を受けたことによるもので、農業者個人の責任に帰すことは適切ではなく、従来から特例措置を講じている災害により農地や施設が損なわれ営農ができなくなった状況と同等とみなしうるものであることから、令和2年の農業収入金額についても特例措置を設け、令和3年以降の収入保険の基準収入金額を上方補正することとするため、事業規程の変更をいたします。

○変更点

変 更 後	現 行
<p>全国農業共済組合連合会事業規程 別紙</p> <p>基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額の調整方法</p> <p>保険資格者が、1に掲げる基準収入金額の算定方法の特例の適用について申出をした場合において、当該保険資格者が当該特例ごとに定める要件の全てに該当するとき、全国連合会は、2に掲げる金額（保険資格者が、<u>複数の特例</u>について申出をしている場合は、<u>申出をしている特例のそれぞれについての2に掲げる基準収入金額のうち最も高い金額</u>）を当該保険資格者の基準収入金額として定めるものとします。</p> <p>ただし、当該2に掲げる金額が見込農業収入金額を上回る場合は、見込農業収入金額を基準収入金額として定めます。</p> <p>1 基準収入金額の算定方法の特例を適用できる要件 (1)・(2) (略) (3) <u>新型コロナウイルス感染症対策特例</u></p> <p>① <u>見込農業収入金額が過去の平均収入を上回ること。</u></p> <p>② <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、次に掲げる期間における保険資格者の農業収入</u></p>	<p>全国農業共済組合連合会事業規程 別紙</p> <p>基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額の調整方法</p> <p>保険資格者が、1に掲げる基準収入金額の算定方法の特例の適用について申出をした場合において、当該保険資格者が当該特例ごとに定める要件の全てに該当するとき、全国連合会は、2に掲げる金額（保険資格者が、<u>規模拡大特例及び収入上昇傾向特例の両方</u>について申出をしている場合は、<u>2の(1)及び(2)に掲げる金額のうちいずれか高い金額</u>）を当該保険資格者の基準収入金額として定めるものとします。</p> <p>ただし、当該2に掲げる金額が見込農業収入金額を上回る場合は、見込農業収入金額を基準収入金額として定めます。</p> <p>1 基準収入金額の算定方法の特例を適用できる要件 (1)・(2) (略) (新設)</p>

<p><u>金額が、当該期間以前に提出された青色申告書により確認できる過去の平均収入（当該期間を保険期間とする収入保険の被保険者にあつては、当該期間における基準収入金額）より減少したこと。</u></p> <p><u>ア 個人の場合 令和2年1月1日から12月31日までの期間</u></p> <p><u>イ 法人の場合 令和元年1月1日から12月31日までの間に開始する事業年度又は令和2年1月1日から12月31日までの間に開始する事業年度のうち、いずれか保険資格者が選択した期間</u></p> <p><u>③ 令和6年12月31日（法人が令和元年1月1日から12月31日までの間に開始する事業年度の期間について本特例の適用を受ける場合にあつては、令和5年12月31日）までに保険期間が開始する収入保険の保険資格者であること。</u></p> <p>2 特例を適用した場合の基準収入金額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>新型コロナウイルス感染症対策特例</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の影響により、1</u></p> <p><u>(3)②ア又はイに掲げる期間における保険資格者の農業収入金額が、当該期間以前に提出された青色申告書により確認できる過去の平均収入（当該期間を保険期間とする収入保険の被保険者にあつては、当該期間における基準収入金額）より減少した割合に応じて、当該期間における経営面積を圧縮して(1)の規模拡大特例の規定を準用します。</u></p>	
--	--

○効力発生時期

この規程の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日から施行し、令和2年2月1日以後に保険期間が開始する収入保険の保険関係から適用する。